

秋市選管告示第24号

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者の職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項に基づき、次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和7年3月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 期日前投票所職務代理者

岩見三内連絡所

変更前 秋田市 桜 田 旭

変更後 秋田市 佐 藤 能 之

2 期間

令和7年4月1日から同月5日まで